

事業系剪定枝の処理に関するQ & A

Q 1. 事業系剪定枝とは何か。

A 1. 事業系剪定枝は剪定業務により発生した枝、葉、竹、ツルなどで、剪定作業を行った事業者（造園業者等）の廃棄物となります。一般家庭の樹木を事業者（造園業者等）が剪定した場合であっても、事業者（造園業者等）が事業系剪定枝として処理しなければなりません。

Q 2. 除草作業で出た草は、剪定枝となるのか。

A 2. 剪定枝に含みますので、資源化の対象になります。

Q 3. 清掃作業で集めた落ち葉は、剪定枝となるのか。

A 3. 剪定作業により発生したものではないので、剪定枝には含みません。

Q 4. 草や葉のみは、民間の資源化処理施設で受入可能か。

A 4. 市内の民間資源化処理施設では資源化が難しいため、積替保管施設に搬入してください。

Q 5. 除草作業で出た草を集めると落ち葉も混ざってしまうが、分別しなければならないのか。

A 5. 分別する必要はありません。草や葉以外のごみを取り除いて積替保管施設へ搬入してください。

Q 6. 生花店から排出される茎や葉は、剪定枝となるのか。

A 6. 剪定枝には含みません。

Q 7. チラシの民間資源化処理施設の受入品目に△や×があるのはなぜか。

A 7. 剪定枝は破砕機でチップ化され、燃料等になります。チップ化に不向きな品目は、処理に手間がかかる品目や、受入できない品目もあるためです。詳細は、民間の資源化処理施設に直接確認してください。

Q 8. 竹、根・株、シュロ、ツル、毒のある枝草（キョウチクトウなど）はどうすればいいのか。

A 8.

品目	搬入先	留意事項
竹、根・株	民間資源化処理施設	民間資源化処理施設に事前に搬入方法等を確認してください。
シュロ、ツル	積替保管施設	
毒のある枝草 (キョウチクトウなど)	横須賀ごみ処理施設 「エコミル」	広域処理センター(046-854-4153)に事前に相談してください。